なお効力を有する改正前昭和六十年国共済法附則第三条第二項	なお効力を有する改正前昭和六十年国共済法附則第九条第一項	なお効力を有する改正前昭和六十年国共済法附則第二十一条の二第二項		
国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法	の共済法	共済法第七十九条第二項及び第八十条第一項	共済法第七十九条第二項中「相当する部分」とあるのは「相当する部分並びに相当すると当該国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十条第一項及び第十一条第一項の規定により算定される額（以下「相当額」という。）に相当金額を加算した額（以下「加算額」という。）」と、「相当額」とあるのは「加算額」と、同法第七十九条第一項及び第八十条第一項中「相当額」とあるのは「加算額」と、同法第七十九条第二項中「相当額」とあるのは「加算額」と、同法第七十九条第三項中「相当額」とあるのは「加算額」と、同法第七十九条第四項中「相当額」とあるのは「加算額」と、同法第七十九条第五項中「相当額」とあるのは「加算額」と、同法第七十九条第六項中「相当額」とあるのは「加算額」と、同法第八十条第一項中「相当額」とあるのは「加算額」と、同法第八十条第二項中「相当額」とあるのは「加算額」と、同法第八十条第三項中「相当額」とあるのは「加算額」と、同法第八十条第四項中「相当額」とあるのは「加算額」と、同法第八十条第五項中「相当額」とあるのは「加算額」と、同法第八十条第六項中「相当額」とあるのは「加算額」と、同法第八十条第七項中「相当額」とあるのは「加算額」と、同法第八十条第八項中「相当額」とあるのは「加算額」とする	加算される金額並びに	加算額を除く。以下」
平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法	の国家公務員共済組合法	平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十七条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）（以下「経過的加算額」という。）を除く。以下」と、「加算額及び経過的加算額を除く。）」とする	加算額並びに平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第九十八条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の

2　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付に係るなお効力を有する改正前国共済令及びなお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令（同項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年国共済整備政令第二条の規定による改正前の昭和六十一年国共済経過措置政令（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）をいう。第百三十九条において同じ。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

なお効力を有する改正前昭和六十年国共済法附則第二十二条	なお効力を有する改正前昭和六十年国共済法附則第二十六条	なお効力を有する改正前昭和六十年国共済法附則第五十条	
共済法第八十条	特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する共済法第八十七条の二の規定による支給の停止の特例	共済法第九十三条の五第一項	同条から共済法
平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するもの（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十七条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	特例	改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項	共済法第九十三条の十から

なお効力を有する改正前国共済令第十一条の七の二第一号	なお効力を有する改正前国共済令第一条	国家公務員共済組合法（以下「法」という。）
法第七十九条第六項（法第八十七条第三項	国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下「施行法」という。）	法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第二十二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「旧国共済法」という。）第八十条の規定による退職共済年金、旧国共済法第九十三条の五第一項の規定による障害共済年金及び旧国共済法第百条の二第一項の規定による遺族共済年金の支給を停止する特例をいう。以下同じ。）
適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第十七条第一項の規定により読み替えられた規定をいい、平成二十七年政令第十八号）第一条第六項（適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第三項	施行法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）をいう。以下同じ。	法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第二十二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「旧国共済法」という。）第八十条の規定による退職共済年金、旧国共済法第九十三条の五第一項の規定による障害共済年金及び旧国共済法第百条の二第一項の規定による遺族共済年金の支給を停止する特例をいう。以下同じ。）第百三十九条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。